

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付け及び同月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在の労働保険事務組合に、平成○年○月○日付けで労災保険法に基づく特定農作業従事者として特別加入していたものである。

請求人によれば、平成○年○月○日、水路斜面の除草作業を草刈機を使用して行っていたところ右膝に痛みを感じたものの医療機関に受診することなく、その後、平成○年○月○日、農業機械の上から降りた際、同部位に痛みが出て歩行困難になったという。

請求人は、同年○月○日、B病院に受診したところ「右変形性膝関節症」と診断され、さらに同年○月には、「両変形性膝関節症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は特定農作業従事者としての作業が原因であるとして、監督署長に対して、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれ

を棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は平成○年○月○日付けで労働基準局長（現：労働局長）から、労災保険法に基づく特別加入が承認されている特定農作業従事者であることは確認できる。

請求人は、平成○年○月○日の除草作業を行っている際に右膝に痛みを感じ、平成○年○月○日に農業機械の上から降りる際に同部位の痛みが増悪して歩行困難になり、同年○月○日、B病院に受診し「右変形性膝関節症」と診断され、その後、左膝まで痛くなり、本件傷病と診断され、手術を含む療養を継続したと主張する。

(2) この点、請求人が主張する災害について、組合は、「請求人（特定農作業従事者）より、両膝関節痛にかかる事故発生による休業補償給付支給請求書について、労災の原因及び発生状況について、事故発生時の同業者より現認ができなかったため、証明することはできません。」と休業補償給付支給請求書の証明ができない理由を述べている。

請求人自身も、平成○年○月○日の草刈り作業時に、右膝に痛みが出現し、その日は1時間くらい車の中で冷やしていたら痛みが徐々に引いた旨、足を痛めたことはその場にいた人及び家族には言っておらず、平成○年○月○日に病

院に行って医師に話したのが初めてである旨申述している。

そうすると、平成○年○月○日の草刈り作業当日に請求人が右膝を負傷したこと自体を客観的に証明することはできず、また、医療機関への受診も受傷したとする日から4か月以上経過してからであることから、少なくとも平成○年○月○日の草刈り作業と本件傷病の間に因果関係があったとは認められない。

- (3) また、特定農作業従事者が労災保険法による保険給付を受けることができるのは、「農作業場で動力により駆動する機械を使用する作業など」労災保険法施行規則第46条の18所定の作業による傷病である必要があるところ、請求人は、平成○年○月○日の農業機械の手入れ時に機械の上から降りる際に右膝に強い痛みを感じたとも主張している。農業機械の手入れの詳細が分からず、業務遂行性が認められるものか不明であるが、仮に業務遂行性が認められるとしても、転倒や捻りなどの災害の原因となり得る動作の主張もなく、この日に災害により右膝を負傷したとも判断できず、その後、左膝まで痛みが広がった原因も災害性によるものとする客観的な事実も認められない。

- (4) 本件傷病について、C医師は、「変形性膝関節症の要因は、一般的に遺伝的要因、環境要因（過体重、重労働従事など）、外傷要因など複数の要因があり、ひとつに限定できませんが、農作業従事は変形性膝関節症発症のリスクファクターの一つであると考えられています。」と意見しているが、この意見は農作業全般が本件傷病発症のリスクファクターの一要素になり得る可能性を述べているに過ぎない。

さらに、D医師は平成○年○月○日付け意見書において、「変形性膝関節症は元来の疾病で有り労働による症状の一時的な悪化はあるとしても手術適応や休業とは関連はないと判断する。」と述べていることに鑑みると、請求人の本件傷病は、生活環境の中で様々な要因により発症するものであり、本件特定農作業従事者の補償対象となる作業との相当因果関係を認めることはできない。

したがって、本件傷病は、本件特定農作業従事者の補償対象となる作業によって発症したものとは認められない。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。